

立命館大学学生の個人情報保護に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、立命館大学（以下「大学」という。）が保有する学生の個人情報の取り扱いに関し必要な事項を定めることにより、大学における教育活動を推進するとともに学生個人の権利・利益およびプライバシーを保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、学生個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この規程において「個人データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

- (1) 特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものとして、第13条の個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）で定めるもの

3 この規程において「学生」とは、立命館大学学則および立命館大学大学院学則に定められた学部学生、大学院学生およびそれに準じる学生等であつて、現在および過去に在籍し、あるいは在籍したものをいう。

4 この規程において「教職員等」とは、現在および過去に大学の業務に直接従事し、または従事したものをいう。

5 この規程において「機構の長」とは「学校法人立命館機構図」に定められている大学内の各機構の責任者をいう。

6 この規程において「業務」とは、教育活動および「学校法人立命館館則」第4条に定められた業務内容をいう。

7 この規程において「部課」とは、「学校法人立命館館則」第4条に定められた部および課をいう。

(責務)

第3条 本学は、学生の個人情報保護の重要性を認識し、その適正な取り扱いについて必要な措置を講じなければならない。

2 教職員等が、学生の個人情報を収集し利用する場合は、個人情報の取り扱いに関し、この規程の趣旨にそつて行う。また、学生の個人情報の収集、利用に関して、委員会の助言、指導または勧告があつた場合は、すみやかに是正等必要な改善措置を講じなければならない。

3 教職員等は、業務上知り得た学生の個人情報を、業務以外の目的で他人に漏らしてはならない。

4 教職員等は、個人データベース等を不正に利用してはならない。

- 5 教職員等の指示を受けて業務に従事する学生に対しても、本規程の責務を課す。
- 6 教職員等が業務上収集した学生の個人情報、大学が責任を持って管理運用し、個人委員会が保護の任に当たる。

(個人情報保護管理者の設置)

第4条 機構の長は、学生の個人情報の適正な管理・運用および保護を図るため、機構内に個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）を置かなければならない。

- 2 管理者は、機構の長または機構の長が任命する部課等の長とする。
- 3 管理者は、個人情報の収集、利用、第三者への提供を行うときは、この規程にもとづいて行わなければならない。
- 4 管理者は、個人情報の取り扱いにおいて疑義が生じた場合は、速やかに委員会に報告しなければならない。

第2章 学生の個人情報の収集、利用および第三者への提供

(学生の個人情報の収集制限)

第5条 学生の個人情報の収集は、収集目的を明確に定め、目的の達成に必要な限度において行わなければならない。

- 2 以下の各号に掲げる個人情報は収集してはならない。
 - (1) 思想、信条および宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事項
- 3 学生の個人情報を収集するときは、学生本人から直接に情報を収集しなければならない。ただし、以下の各号の定めにある場合はその限りではない。
 - (1) 本人の同意があるとき
 - (2) 学校法人立命館が設置する立命館大学以外の学校、校友会、父母教育後援会から、学生個人に関する情報の提供を受けたとき
 - (3) 学生の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 委員会が正当な理由があると認めたとき
- 4 本条に反して情報収集を行う場合は、管理者は速やかに委員会に報告しなければならない。

(学生の個人情報の利用制限)

第6条 収集した学生の個人情報は、収集した目的以外のために利用してはならない。ただし、以下の各号に該当する場合は、その限りではない。

- (1) 本人の同意がある場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 学生の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 管理者が調査・統計をとる必要があると認めたとき
- (5) 委員会が正当な理由があると認めたとき

(第三者提供の制限)

第7条 収集した学生の個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供して

はならない。ただし、以下の各号に該当する場合はその限りではない。

(1) 法令に基づく場合。

(2) 学生の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 委員会が正当な理由があると認めたとき。

2 学校法人立命館が設置する立命館大学以外の学校、校友会、父母教育後援会に関しては、利用目的の達成に必要な範囲内において、学生個人の情報を提供できる。

3 立命館生活協同組合、株式会社クレオテック、立命館大学学友会、館則に定める学会に対しては、委員会の了承を得て、利用目的の達成に必要な範囲内において、提供できる。

(志願者・合格者等の個人情報の収集、利用および第三者への提供)

第8条 大学の学生となる目的で本人から提供された個人情報に関しては、前3条を準用し、取り扱うことができる。

第3章 学生の個人情報の管理

(学生の個人情報の適正管理)

第9条 管理者は、学生の個人情報の安全管理および正確性を堅持するため、次に掲げる事項について、適切な措置を講じなければならない。

(1) 学生の個人情報の改ざん、漏えい、紛失または毀損を防止すること

(2) 利用目的の達成に必要な範囲内において、学生の個人情報を正確かつ最新の内容に保つこと

(3) 保有する必要がなくなった情報は、速やかに廃棄または消去を行うこと

(委託における取り扱い)

第10条 管理者は、学生の個人情報の処理を伴う業務の全部または一部を学外の業者等(以下「受託者」という。)に委託しようとするときは、業務目的の達成に必要な範囲内において情報を提供するものとし、委託された学生の個人情報の安全管理が図られるよう、受託者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 管理者は、受託者と委託契約を締結するに際して、学生の個人情報の改ざん、漏えい、紛失または毀損の防止、再委託する場合の再委託の範囲と再委託先の監督および事故時の責任分担等に関する事項を当該契約書等に明記しなければならない。

3 受託者は、学生の個人情報の取り扱いについては上記の契約を遵守し、業務遂行において学生の個人情報の保護に努めなければならない。

4 受託者は、業務上知り得た学生の個人情報を業務以外の目的で契約に定める者以外に漏らしてはならない。また、学生の個人データベース等を不正に利用してはならない。

第4章 学生の個人情報の開示および訂正等

(学生の自己情報の開示請求と訂正等)

第11条 学生は、自己に関する個人情報について、当該個人情報を管理する管理者を通じ、委員会に対し開示請求することができる。

2 管理者は、学生から、当該学生の個人情報の開示を求められた場合は、遅滞なく当該個人情報を開示しなければならない。

3 管理者は、学生から、当該個人情報の内容が事実でないという理由によって、内容の

訂正、追加または削除（以下「訂正等」という。）を請求された場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該個人情報の訂正等を行わなければならない。

4 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、学生に個人情報の全部または一部を開示しないことができる。この場合、管理者は、当該学生にその理由を文書により通知しなければならない。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利、利益を害するおそれがある場合
- (2) 大学の業務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) その他、委員会が定めた場合

第5章 不服の申立て

（不服の申立て）

第12条 学生は、前条に基づく請求に対しなされた開示、訂正等の措置の内容に不服がある場合は、委員会に対して不服を申し立てることができる。

2 委員会は、前項の規定により不服申立てを受けた場合は速やかに審議、決定し、その結果を文書により、当該学生に通知しなければならない。

3 委員会は、不服申し立てによる審議、決定に際し必要があると判断した場合は、申し立て人または申立て人から請求を受けた管理者に対し、意見の聴取を行うことができる。

4 委員会は、当該学生の不服申し立てが正当であると判断した場合は、当該管理者に対して、開示、訂正等の勧告をすることができる。

5 委員会は、調査終了後、その結果を当該学生に文書で通知する。

第6章 個人情報保護委員会

（個人情報保護委員会の設置）

第13条 本規程の目的を達成するために、常任理事会の下に委員会を置く。

2 委員会は常任理事会に対し少なくとも年1回の報告をしなければならない。

3 委員会の運営に関する事項は、委員会においてその都度定める。

（委員会の権限）

第14条 委員会は、前条までに定めるもののほか、次の事項について審議、決定することができる。

- (1) 学生の個人情報の保護に関する重要事項
- (2) 保護すべき学生の個人情報に関わるデータベース等の判断
- (3) 委員会は、この規程の施行に必要な細則等を定めることができる
- (4) その他、委員会が必要と判断した事項

（構成）

第15条 委員会は次の委員をもって構成する。

- (1) 委員長 常務理事（教学担当）
- (2) 副委員長 教学部長、BKC 教学部長
- (3) 委員 総合情報センター長
学生部長
大学院部長
キャリアセンター部長

総務部長
BKC 事務局副局長
教学部次長
BKC 教学部門次長
総合情報センター次長
学生部次長
キャリアセンター次長

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第16条 委員会の事務局は教学部教務課が行い、事務局長は教学部副部長をもって充てる。

第7章 調査・罰則

(調査)

第17条 教職員等は、本規程に違反があると判断した場合は、その事項について速やかに管理者に報告しなければならない。

2 管理者は、個人情報の取り扱いが本規程に抵触するおそれがあると認識した場合は、その事実について速やかに調査し、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は管理者の調査とは別に独自に調査することができる。

(罰則)

第18条 第3条第2項ないし第5項、第5条第1項および第2項に定めた責務に違反したものを懲戒処分とする場合は、学校法人立命館職員就業規則にもとづき行う。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て大学協議会が行う。

附則

この規程は、2004年4月9日に施行し、2004年4月1日から適用する。